

業務の仕様書（案）

本仕様書は、信州キャンペーン実行委員会（以下「委託者」という。）が行う「信州デスティネーションキャンペーン」キャッチフレーズ・ロゴマーク制作等業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、その業務内容等に関し、本業務の受託者（以下「受託者」という。）と必要な事項を定めるものである。

1 業務名

「信州デスティネーションキャンペーン」キャッチフレーズ・ロゴマーク制作等業務

2 目的

令和9年7月～9月にかけてJRと連携し、様々な媒体で地域のPRを行うことで、本県への誘客やブランド価値向上を図る「信州デスティネーションキャンペーン（以下、「信州DC」という。）」の開催を予定している。

信州DCに統一感を持たせつつ、県内外へのPRを効率的に展開するため、キャッチコピー・ロゴマークを制作する。

3 業務内容

- (1) キャッチフレーズの制作
- (2) ロゴマークの制作

【制作に係る留意事項】

- ① 委託者が提示するコンセプトに基づき、広く一般に伝わりやすいものを作成すること。
- ② 意図・表現の説明資料を作成すること。
- ③ カラー版とし、高解像度、Web（バナー）用、小サイズ等、複数パターンに対応すること。
- ④ 使用上の留意点などを記載したガイドライン（デザインマニュアル）作成すること。
なお、ガイドライン（デザインマニュアル）には、次の項目等を記載すること。
 - ・コンセプト
 - ・コンセプトに沿ったキャッチフレーズ及びロゴマークデザイン
 - ・ロゴマークの基本形
 - ・ロゴマーク、キャッチコピーの組み合わせ
 - ・使用例
 - ・フォントやカラー規定
 - ・アイソレーションエリア（デザインの周囲に確保する余白領域）
 - ・表示色と背景色の関係（背景色とロゴの視認性）
 - ・使用禁止例
 - ・その他、必要事項

【コンセプト】

- ・長野県は全国4位の広大な県土を誇り、多種多様な魅力（景色・伝統・文化・歴史など）を数多く有している。

- ・大阪・関西万博でも夏の信州の最大の魅力である「さわやかさ・爽快さ」を全面に押し出して自治体参加催事へ出展しているが、そのレガシーを今回の信州DCに繋げていく。
 - ・今回の信州DCでは、認知度が高い観光スポットだけでなく、これまであまり知られていないスポットや信州でしか体験できない唯一無二の旅や体験などを積極的にPRし、「滞在すればするほど、来れば来るほど好きになる長野県」を実現する。
- ⇒上高地・軽井沢など夏に人気の観光地から、他の地域への周遊を促進

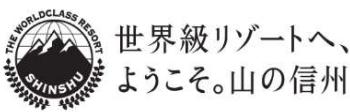
【アピールポイント】

- ・自然：自然環境を活かした体験型観光を旅行者に提供
- ・歴史・文化：伝統文化・建造物など地域のアイデンティティを深く理解し、訴求
- ・食：その土地ならではの食文化や食の魅力を発信

【ターゲット】

- ・メインエリア：首都圏・中京圏・関西圏（大都市圏）
- ・メインターゲット層
 - ① 若年層・ファミリー層（DC期間に夏休みを含む）
 - ② シニア層（県内観光客の半数以上を占める）

※参考：過去2回の信州DCのキャッチフレーズ・ロゴマーク

平成22年（2010年）	平成29年（2017年）
「未知を歩こう。信州」	「世界級リゾートへ、ようこそ。山の信州」
	

4 成果物

- (1) 成果物
 - キャッチフレーズ・ロゴマークの完成デザインデータ（A I形式、J P E G形式、P D F形式）
 - ガイドライン（デザインマニュアル）（P D F形式）
- (2) 納入場所
信州キャンペーン実行委員会事務局（長野県庁 観光スポーツ部 観光誘客課）
- (3) 納入方法
電子媒体及び紙媒体により提出すること。
- (4) 納入期限
 - ア：令和8年2月28日
 - イ：令和8年3月31日

5 成果物の帰属及び秘密保持

本委託業務における成果物について、多くの企業・団体による商品造成やプロモーション等への幅広い活用を想定しているため、受託者はこのことを了解し、著作権等について、次のとおり調整すること。

(1) 成果物の帰属

- ア 本業務による成果品の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）は委託者に帰属するほか、委託者は、本業務の成果品を、自ら又は 委託者が認めた第三者が使用するために必要な範囲において無期限で隨時利用できるものとする。
- イ 本業務で使用する画像等の著作権上の権利関係について、受託者において調査・確認を行うこと。

(2) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

6 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

7 その他

- (1) 本仕様書及び契約書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、委託者と受託者が協議の上決定する。
- (2) 受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の責任を負うこととする。